

環境影響評価（環境アセスメント）に係るお知らせ

平成15年6月25日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第19条の規定に基づき、「（仮称）戸手本町計画」に係る条例環境影響評価準備書及び「（仮称）オーベル川崎計画」に係る条例環境影響評価準備書の写しの縦覧を次のとおり行います。

※ 標記の件については同条例第40条の規定に基づく併合届の提出があり、手続きを併せて行っています。

1 （仮称）戸手本町計画について

（1）指定開発行為者

- ・横浜市鶴見区鶴見中央4丁目33番1号
ナイス株式会社
代表取締役社長 平田 恒一郎
- ・東京都千代田区神田錦町3番20号
日本中央地所株式会社
代表取締役社長 酒井 邦弥
- ・東京都千代田区麴町3丁目3番地
株式会社 丸増
代表取締役 渡辺 宗隆

（2）指定開発行為の名称及び種類

ア 名称

（仮称）戸手本町計画

イ 種類

住宅団地の新設（第3種行為）

（3）指定開発行為を実施する区域

川崎市幸区戸手本町2丁目243-1

（4）指定開発行為の目的及び内容

ア 目的

分譲共同住宅の建設

イ 内容

- （ア） 面積： 16,230.05 m²
- （イ） 計画戸数： 430戸
- （ウ） 計画人口： 1,290人

(エ) 土地利用計画

| | |
|-------------|--------------------------|
| a 住宅棟： | 4, 756.00 m ² |
| b 駐車場棟： | 1, 681.00 m ² |
| c 舗装通路、広場： | 2, 490.00 m ² |
| d 緑化地： | 3, 410.00 m ² |
| e 屋外駐車場、車路： | 3, 233.35 m ² |
| f 自転車置き場等： | 659.70 m ² |

(オ) 建築計画

| | |
|---------|---------------------------|
| a 構造： | 鉄筋コンクリート造 |
| b 階数： | 地下1階、地上11階 |
| c 高さ： | 30.96 m |
| d 建築面積： | 6, 521.68 m ² |
| e 延べ面積： | 39, 503.29 m ² |

(5) 指定開発行為の施行期間

ア 着手予定年月：平成15年10月

イ 完了予定年月：平成17年 3月

2 (仮称) オーベル川崎計画について

(1) 指定開発行為者

東京都中央区京橋3丁目13番1号

有楽土地株式会社

常務取締役開発本部長 原 宏夫

(2) 指定開発行為の名称及び種類

ア 名称

(仮称) オーベル川崎計画

イ 種類

住宅団地の新設 (第3種行為)

(3) 指定開発行為を実施する区域

川崎市幸区戸手本町2丁目243-1及び神明町1丁目80-1

(4) 指定開発行為の目的及び内容

ア 目的

分譲共同住宅の建設

イ 内容

(ア) 面積： 18, 094.54 m²

(イ) 計画戸数： 430戸

(ウ) 計画人口： 1,325人

(エ) 土地利用計画

a 道路拡幅用地： 36.09m²

b 住宅棟： 5,441.00m²

c 駐車場棟： 2,970.00m²

d 舗装通路、広場： 3,450.00m²

e 緑化地： 3,800.00m²

f 屋外駐車場、車路： 1,490.00m²

g 自転車置き場等： 907.45m²

(オ) 建築計画

a 構造： 鉄筋コンクリート造

b 階数： 地下1階、地上11階

c 高さ： 30.96m

d 建築面積： 8,457.32m²

e 延べ面積： 48,478.23m²

(5) 指定開発行為の施行期間

ア 着手予定年月：平成15年10月

イ 完了予定年月：平成17年 3月

3 条例環境影響評価準備書の写しの縦覧期間、場所及び時間

(1) 期 間

平成15年6月25日（水）から平成15年8月8日（金）まで

(2) 場 所

川崎市：幸区役所及び本庁（環境局環境評価室）

横浜市：鶴見区役所及び横浜市役所（環境保全局環境影響審査課）

(3) 時 間

午前8時30分から午後5時まで

（横浜市は午前8時45分から午後5時15分まで）

ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除きます。